



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

官報

〔政令〕

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二五七)
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件(同四〇)
- 保安林の指定をする件(農林水産二一九六〇二二九八)
- 地区区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(国土交通一一三五)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(同二一三六)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(同二一三七、一一三八)
- 宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件(同二一三九)
- 宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録業務講習機関の登録事項の変更の件(同二一四〇)
- 道路に関する件(関東地方整備局三七一)
- 淨化槽の型式の認定を更新した件(同三七三)
- 淨化槽の型式を認定した件(同三七四)
- 都市計画に関する件(中部地方整備局一八三)
- 道路に関する件(同一八四、一八五)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働一四六)
- 総合特別区域計画を認定した件(内閣府二七一~二七五)

〔告示〕

内閣 法務省 防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公告〕

〔諸事項〕

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係、

特殊法人等、厚生年金基金変更、企業年金基金清算人就任関係

地方公共団体、教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他、暴力団員免許状取上げ処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係、

特殊法人等、厚生年金基金変更、企業年金基金清

算人就任関係

地方公共団体、教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他、暴力団員免許状取上げ処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係、

特殊法人等、厚生年金基金変更、企業年金基金清

算人就任関係

地方公共団体、教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他、暴力団員免許状取上げ処分関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係、

特殊法人等、厚生年金基金変更、企業年金基金清

本号で公布された法令のあらまし

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(政令第一五七号)(警察庁)  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五三号)の施行期日は、平成二十四年一〇月三〇日とすることとした。

1 ◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する政令(政令第一五八号)(警察庁)  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(以下「法」という。)第一五条の三第一項第三号の政令で定める行為は、対立指定期間の内に暴力団員の繩張内で営業を営む者に対し、自己の所屬する指定暴力団等の威力を示す行為とすることとした。(第一条関係)

(1) 統砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正  
統砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正として法第六条第二号(同法第五条の三第一項第三号に係る部分に限る。)に規定する罪等を追加することとした。(第二十二条関係)

(2) その他の関係政令について、所要の改正を行ふこととした。  
この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年一〇月三〇日)から施行することとした。

2 この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年一〇月三〇日)から施行することとした。

1 ◇港湾法施行令の一部を改正する政令(政令第二五九号)(国土交通省)  
石巻港及び松島港を国際拠点港湾として定められていく仙台港を統合し、同港の名称を仙台港に改めることとした。(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第一百五十九号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改める。

別表第一宮城の項を次のように改める。

宮 城	仙台港	雄勝
-----	-----	----

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 羽田雄一郎  
内閣総理大臣 野田 佳彦

## 府 令

○内閣府令第七十号

警察法（昭和二十九年法律第二百六十一号）及び警察組織令（昭和二十九年政令第二百八十八号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

第三十二条第一項中「第三十二条の二及び第三十二条の三」を「第三十二条の二及び第三十二条の四」に改める。

この府令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

## 省 令

○厚生労働省令第二百四十六号

薬事法（昭和二十五年法律第二百四十五号）第一条第十四項の規定に基づき、薬事法第一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

薬事法第一條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十四条を第九十号とし、第七十三条を第九十号とし、第七十二条を第八十七条とし、同号の次に次の二号を加える。

厚生労働大臣 三井 雄雄

八十八、一一、（四一フルードー・五一ジメトキシフュニル）-ノ-（一メトキシベンジル）エタニアミン及びその塩類  
八十九、（一カルボフェニル）（一ペンチル-一ヒンドル-三-イル）メタノン及びその塩類

第一條中第七十号を第八十六号とし、第六十六号から第七十号までを十五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第七十九号とし、同号の次に次の「号を加える。

七十一、一一、（三・四-メチレンジオキシフュニル）-（-（-）ロコジン-一-イル）ブタシ-一-メタノン及びその塩類

第一條中第五十六号を第六十八号とし、同号の次に次の「号を加える。

六十九、（一メチル-一ペンチル-一ヒンドル-三-イル）（テフタレン-一-ペル）メタノン及びその塩類

第一條中第五十五号を第六十七号とし、第五十四号を第六十四号とし、同号の次に次の「号を加える。

六十五、一一、（四-メチルフュニル）-（ビロリジン-一-イル）プロパン-一-オノン及びその塩類

六十六、一一、（四-メチルフュニル）プロパン-一-アミン及びその塩類

六十三、（四-メチルナフタレン-一-イル）-（（メント-四-ヒン-一-イル）-一ヒンドル-三-イル）メタノン及びその塩類

第一條中第五十二号を第六十一号とし、第五十一号を第五十九号とし、同号の次に次の「号を加える。

六十四、一一、（メチルアミノ）-（フニルアミノ）-（オノン及びその塩類

第一條中第五十三号を第五十七号とし、同号の次に次の「号を加える。

五十五、（一-ペンチル-一ヒンドル-一-イル）（四-プロピルナフタレン-一-イル）メタノン及びその塩類

第一條中第四十九号を第五十五号とし、同号の次に次の「号を加える。

五十六、（一-ペンチルアミノ）-（三・四-メチレンジオキシフュニル）プロパン-一-オノン及びその塩類

第一條中第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十一号とし、同号の次に次の「号を加える。

五十七、（一-（五-フルオロベンチル）-（-（-）ロコジン-一-イル）メタノン及びその塩類

第一條中第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の「号を加える。

五十八、（一-（五-フルオロベンチル）-（-（-）ロコジン-一-イル）メタノン及びその塩類

第一條中第四十九号を第四十九号とし、第四十号から第四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十号を第四十二号とし、同号の次に次の「号を加える。

五十九、（一-フルオロベンチル）-（-（-）ロコジン-一-イル）メタノン及びその塩類

第一條中第四十九号を第四十九号とし、第七十三号を第九十号とし、第七十二条を第八十七条とし、同号の次に次の二号を加える。

四十三、（一-フルオロベンチル）-（-（-）ロコジン-一-イル）メタノン及びその塩類

第一条中第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加え  
る。

○内閣府告示第一百七十一号  
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)

○内閣府告示第二百七十八号  
総合特別区域法(平成二十二年四月一日施行)

二年法律第八十一号  
法第十一條第十項の

四十五「（一ナフトイル）-ヒンドール-イルベンタントリル及の  
塩類  
第一条中第三十六号を第三十八号とし、第三十三号から第三十五号までを一號ずつ繰り下げ、第三  
十二号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)  
第十四条第一項で適用する同法第十一条第十項の  
規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第一四四  
十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計  
画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定し  
たので、次のとおり公示する。

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十号)第十四条第一項で準用する同法第十一条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第一百五十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月一十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

第一号中第三十一号を第二十一号とし、第二十五号から第三十号までを一號ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の二号を加える。  
二十五 (四一クロロナフタレン一一イル)(一ペンチル一H—イソドール—三—イル) メタノン及びその塩類

○内閣府告示第一百七十一号  
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)  
第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付で地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十四年十月十七日  
内閣総理大臣 野田 佳彦  
一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 四  
平成二十四年十月十七日  
認定したので、次のとおり公示する。  
平成二十四年十月十七日  
山県

<p>内閣府経営大臣 野田佳彦 秋</p> <p>二 地域活性化総合特別区域の名称 レアメタル</p> <p>三 等リサイクル資源特区</p> <p>当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特区支援賃付事業</p> <p>○ 内閣府告示第二百七十三号</p> <p>・ 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。</p>	<p>内閣府経営大臣 野田佳彦 秋</p> <p>二 地域活性化総合特別区域の名称 ハイパー&amp;グリーンインノベーション水島コンビナート総合特区</p> <p>三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特別区域ガス融通事業</p> <p>○ 内閣府告示第二百七十五号</p> <p>・ 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。</p>
<p>平成二十四年十月十七日</p>	<p>平成二十四年十月十七日</p>

内閣総理大臣	野田 佳彦
山県	内閣総理大臣
一 地域活性化総合特別区域の名称	一 地域活性化総合特別区域の作成主体
二 地域活性化総合特別区域の名称	二 地域活性化総合特別区域の名称
共生型福祉推進特区	環境観光モデル都市づくり推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業	三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業
事業 地域共生型障害者就労支援事業	事業 地域活性化総合特区支援賃貸付事業

実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援賃付事業

○内閣府告示第二百七十七号 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十四条第一項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日 内閣総理大臣 野田 佳彦  
内閣総理大臣 野田 佳彦

一 國際戦略総合特別区域計画の作成主体 福岡県、北九州市及び福岡市

二 國際戦略総合特別区域の名称 グリーンアジア国際戦略総合特区

三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援賃付事業

○法務省告示第四百三十九号 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の方に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年十月十七日 法務大臣 田中 麗秋  
氏名 ジェームズ・アンドリュー・ジュリアン・オルソップ

生年月日 千九百八十三年十一月二十六日  
国籍 連合王国

二 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援賃付事業